

## 適正養殖可能数量の設定方法

宮城県水産林政部

宮城県が、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号。以下「法」という。）第4条第3項に基づき行う養殖漁場の改善に関する計画（漁場改善計画。以下「計画」という）の認定については、「持続的養殖生産確保法の施行について」（平成11年6月2日付け11水推第1132号農林水産事務次官依命通達）、「持続的養殖生産確保法の運用について」（平成11年6月2日付け11水推第1133号、以下「運用通知」という。）及び「養殖漁場の改善に関する計画の認定事業実施要領」（平成16年6月4日施行、以下「実施要領」という。）に定めているところであるが、計画に記載する適正養殖可能数量の設定方法は実施要領第11に基づき定めるものとし、その内容は以下のとおりとする。

1 漁業協同組合や養殖業者（以下「漁協等」という。）は、計画に適正養殖可能数量を定める場合、その数量は、次のいずれかの設定方法に基づく数量の範囲内とすること。

(1) 水質や底質等の測定結果からの設定

養殖漁場の維持・改善を目標として、実施要領別記1に示す基準や他の項目等（以下、「水質や底質等」という。）の基準（以下「各基準値」という。）を定め、養殖漁場及び養殖漁場外の対象区において水質や底質等の測定を行っている場合、その測定値と測定時の養殖数量との相関関係から推定される養殖数量のうち、各基準値を超過するおそれがない養殖数量の中で最も小さい数量（以下「推定許容限界数量」という。）を上限とした数量とする。

ただし、推定許容限界数量は、モニタリングのデータの蓄積が十分でない場合にあつては、実際に許容される養殖数量との乖離が生じるおそれがあることから、適正養殖可能数量を定めるにあたっては、想定外の環境変化等により各基準値を超過することがないように、現在の養殖数量（平均値又は中央値）と推定許容限界数量との中間の値を上限とするなど、適切な余裕幅を設けること。

(2) 養殖漁場における実績からの設定

養殖漁場の水質や底質等の、直近漁期の各測定値が各基準値を下回っている場合、直近漁期の養殖数量を上限とした数量とする。

なお、直近漁期よりも以前の水質調査の結果や底質の堆積状況等から、各基準値を十分下回っていたと推定される場合は、直近漁期よりも以前の養殖数量を上限としてもよいこととする。

(3) 類似する漁場における養殖密度からの設定及び漁場面積を変更する場合における現在の養殖密度からの設定

養殖対象種や漁場・施設形状・配置、周辺環境の様態等から、計画を定める養殖漁

場に類似すると判断される漁場(以下「類似漁場」という。)においては、漁場環境に悪影響を与えたことがない場合、当該類似漁場の漁場面積あたり養殖数量に養殖漁場の面積を乗じた数量を上限とする。また、漁場環境に悪影響を与えたことのない漁場の面積を変更する場合、変更前の漁場面積あたり養殖数量に変更後の面積を乗じた数量を上限とする。

(4) 従前の基準の準用による設定

養殖漁場の水質や底質等の各測定値の直近の値が各基準値を下回っている場合、適正養殖可能数量算定要領(平成23年3月29日付け22水推第1142号水産庁長官通知)の廃止前に設定した適正養殖可能数量を上限としてよいものとする。ただし、令和5年9月1日以降に知事に認定された計画において設定した適正養殖可能数量を継続し、準用する場合に限る。

(5) その他の方法による設定

上記(1)～(4)のいずれの設定方法にもよりがたく、かつ、養殖漁場環境の維持・改善という漁場利用計画の目的に照らし、妥当性のある設定方法を提案できる場合は、設定方法の考え方、具体的な算定手順及びその根拠を示した上で、知事に協議することができる。これについて、漁場利用計画の目的及びその他考慮すべき要件に照らし妥当であると知事が判断した場合は、当該設定方法により算出された数量を上限数量としてよいこととする。

- 2 漁協等は、適正養殖可能数量の妥当性を検証するため、計画にモニタリングの手法及び実施時期等を具体的に記載するとともに、モニタリングの実施により各基準値を超過するおそれがないことを検証するほか、各基準値を超過するおそれが生じた場合は速やかに適正養殖可能数量の見直しを行うこと。

なお、計画に定めた検証を正当な理由なく行わない場合、実施要領第10による認定の取消を行うことがある。

- 3 養殖漁場の維持・改善及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止を図るため、漁協等が計画に適正養殖可能数量を定めるにあたり、養殖水産動植物の生態及び養殖の様態により、疾病等への対策を必要とする場合は、次の事項を考慮すること。

- (1) 現状において伝染性疾病の発生又はまん延があり、これを助長する要因の除去又はその影響を緩和する必要があつて、養殖密度の低減により改善が見込まれる場合  
直近漁期の養殖密度以下となるよう適正養殖可能数量を設定することとする。
- (2) 現状において特段の伝染性疾病の発生又はまん延は見られていないものの、同種又は近縁種等でこれらの発生等のリスクがあり、かつ養殖密度の管理によりその防止効果が期待できる場合

直近漁期の養殖実績を基本とし、これを大幅に上回ることはないよう適正養殖可

能数量を設定することとする。

なお、養殖漁場、あるいは類似漁場において過去に伝染性疾病の発生又はまん延が見られていない場合は、過去の養殖実績を基本として扱ってよいものとする。ただし、適正養殖可能数量を直近漁期の養殖実績よりも大きな値に変更する場合は、伝染性疾病の発生又はまん延が発生したときに早期に把握できるよう、漁場利用計画に養殖対象種の状態や疾病発生の有無を確認する体制について具体的に記載すること。

また、適正養殖可能数量を直近漁期の養殖実績よりも大きな値に変更した日から、経過年数が5年未満のうちに適正養殖可能数量を更に大きな値に変更する場合は、事前に知事に協議することとする。

(3) 前項における「大幅に上回る」の基準

原則として、基本となる養殖密度に対し概ね2割を上回る場合に該当するものとして扱う。ただし、同種又は近縁種等での適切な事例や知見がある場合は、当該事例等を参考にしてよいものとする。

附 則

(施行期日)

この設定方法は、令和8年3月6日より施行する。